

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 1月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

第1条 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年鳥取県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
第10条 法第201条の11第8項の規定による <u>県の委員会</u> が定めるところの表示は、 <u>県の委員会</u> が交付する別記第8号様式の表示板を用いて行うものとする。	第10条 <u>県の委員会</u> が管理する選挙に係る法第201条の11第8項の規定による表示は、 <u>県の委員会</u> が交付する別記第8号様式の表示板を用いて行うものとする。
2 略	2 略

第2条 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

第 号の 年 月 日執行 選挙 政治活動用自動車表示板 鳥取県選挙管理委員会 印
--

備考

- 1 親番号には交付を受ける政党その他の政治団体に対する確認書交付の順位を、枝番号には交付する表示板の枚数に応じた一連の数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 交付を受けた政党その他の政治団体の名称又は略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第10条関係）

--

第	号の	の	
	年	月	日執行
			選挙
			政談演説会掲示
			鳥取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 親番号には交付を受ける政党その他の政治団体に対する確認書交付の順位を、枝番号には開催する政談演説会の会場の数に応じた一連の数字及び政談演説会の会場ごとに交付する表示板の枚数に応じた一連の数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 交付を受けた政党その他の政治団体の名称又は略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。